

ご存知ですか生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定された国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。

保護を受けるためには、利用し得る資産や稼働などの能力、扶養義務者からの援助など、あらゆるものをその最低限度の維持のため活用しても、なお最低生活が営めない場合に、保護が行われるものです。

生活保護の申請は、国民の権利です。

生活保護において、以下のように誤解されている面もあります。

① 仕事をして給料をもらっているのに、生活保護を受けている人がいる

⇒ 各自がそのもてる能力に応じて仕事をするのは当然です。

生活保護では、最低生活基準に基づき、生活に足りない分が扶助費として支給されます。



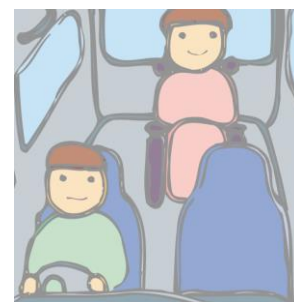
② 近くに子供がいるのに、生活保護を受けているのはおかしい

⇒ 同居・援助できない理由は人によって様々です。民法上の扶養義務者に対して扶養調査を行い、生活事情の許す範囲内で援助を求めています。

③ 生活保護を受けているのに車に乗っている

⇒ 原則として車の保有（所有）や運転することは認められていません。

ただし、仕事をしている人が業務上会社の車を運転する場合など、市が認めた場合に限り運転することができます。



一日でも早く自分自身の力で生活できるよう、必要な手助けをするのが生活保護制度です。

みなさんの正しいご理解をお願いします。

困ったことがあれば、ためらわずに相談・申請を！

ご相談窓口：深川市市民福祉部社会福祉課保護係
深川市2条17番17号 電話(0164)26-2144
メールアドレス：shakaifu@city.fukagawa.lg.jp

生活保護基準額の例（令和4年7月現在）

1. 標準世帯（世帯主33歳、妻29歳、子4歳）

家賃	33,000円のアパートに住んでいる場合
生活扶助	140,990円（児童養育加算含む）
住宅扶助	33,000円
合計	173,990円



2. 高齢単身世帯（世帯主68歳）

家賃	25,000円のアパートに住んでいる場合
生活扶助	66,640円
住宅扶助	25,000円
合計	91,640円



3. 高齢2人世帯（世帯主68歳、妻65歳）

家賃	30,000円のアパートに住んでいる場合
生活扶助	107,250円
住宅扶助	30,000円
合計	137,250円

4. ひとり親3人世帯（世帯主30歳、子4歳、子2歳）

家賃	33,000円のアパートに住んでいる場合
生活扶助	172,920円（母子加算・児童養育加算含む）
住宅扶助	33,000円
合計	205,920円

※上の例は一例ですので、同じ世帯構成であっても年齢によって基準は変わります。

※家賃には支給限度額があり、上の例ではその限度額を使用しています。

また、10月～4月の期間の生活扶助には、暖房用燃料などの費用として冬季加算が加えられます。

（例 1人世帯：12,780円、2人世帯：18,140円）